

濱口桂一郎著『家政婦の歴史』

文春新書 (2023 年 7 月)、256 頁、ISBN: 978-4166614141、定価 1,100 円 (税込)

定松 文 (恵泉女学園大学)

本書の構成

- 序章 ある過労死裁判から
- 第 1 章 派出婦会の誕生と法規制の試み
- 第 2 章 女中とその職業紹介
- 第 3 章 労務供給請負業
- 第 4 章 労務供給事業規則による規制の時代
- 第 5 章 労務供給事業の全面禁止と有料職業紹介事業としてのサバイバル
- 第 6 章 労働基準法再考
- 第 7 章 家政婦紹介所という仮面を被って 70 年
- 第 8 章 家政婦の労災保険特別加入という絆創膏
- 第 9 章 家政婦の法的地位再考
- 終章 「正義の刃」の犠牲者

1 本書の概要と著者の意図

本書は労働省、現在は厚生労働省で労働法関連の行政職に就いていた労働法政策の専門家・濱口桂一郎による「家政婦」の労働法的位置づけを行政史から紐解いた書である。その発端は序章に記される事件にある。ある家政婦兼訪問介護ヘルパーをしていた女性 (当時 68 歳) が寝たきりの高齢者 (当時 93 歳) 宅で長時間労働の末に 2015 年過労死するという非常に痛ましい事件 (東京新聞 2022 年 9 月 29 日) が起きた。この過労死は労災とは認められなかったため、女性の夫は処分取り消しを求めた。現行の労働基準法は「家事使用人」を適用除外にしている。女性が家政婦として働いていた時間は、雇用契約が派遣元の事業所ではなく寝たきりの高齢者個人との直接雇用となっていたため、「家事使用人」と解釈された。この訴訟をめぐって、著者は家政婦としての彼女が、「家事使用人だったのか」と労働法における位置づけに関する疑問を呈している。

著者の考え方、議論の組み立て方を理解するために、長文になるが章ごとに内容をまとめていきたい。

序章では、亡くなられた家事労働者兼介護ヘルパーの労働状況が詳述されている。午前0時から5時までが休憩時間とされ、労働時間の19時間のうち介護業務は午前8時から9時40分、午後0時から1時10分、午後3時30分から4時40分、午後8時から8時30分の合計4時間30分で、それ以外の14時間30分が家事業務時間として、2015年5月20日から27日、1週間泊まり込みで働いていた。業務後に入浴施設のサウナ室で倒れ、搬送先の病院で死去した。遺族である夫が労働基準監督署長に対して、労働契約を結んでいた訪問介護事業及び家政婦紹介所の業務に起因するとして労災保険法に基づく遺族補償給付及び葬祭料を請求している。しかし、労働基準監督署長はこの女性が家事使用人として介護・家事に従事していたとし、したがって労働基準法116条により適用除外、労災保険法も適用されないとして、不支給とする処分をしていた。夫による再審査請求も、労働保険審査会は棄却した。夫は東京地方裁判所にこの不支給処分の取り消しを求めて訴訟をおこしたが、最終的に2019年9月29日に地裁が請求を棄却した。

この判決の背景には、雇用契約別の労働基準法の適用範囲の問題がある。1週間の訪問介護ヘルパーとしての労働時間は31時間30分、家政婦としての家事・介護労働を行った時間は101時間30分である。家政婦としての労働時間から週法定労働時間40時間を引いた61時間30分を月換算すると、月当たりの時間外・休日労働時間は272時間強で、過労死認定基準を満たしている。訪問介護ヘルパーとしては訪問介護事業及び家政婦紹介所=事業所と契約を結んでいるが、家政婦としては個人との契約で家事使用人となるため労働基準法の適用除外であることから、その部分の労働時間が含まれず、請求棄却となったのである。

著者は、訪問介護事業及び家政婦紹介所の成立過程を調べ、そもそも家政婦は家事使用人ではなかったのではないかという疑問を抱いた。本書で展開されるのも、「家政婦」に関する法制の議論である。その論拠は次のようなものである。「家政婦」は、「派出婦会」という有閑な主婦たちが空いた時間で家事のお手伝いをする新しいビジネスモデルとして出てきた「派出婦」に起源がある。1947年9月1日の労働基準法において派出婦会は労務供給事業規則が生きていたために合法的な事業だった。しかし、1947年12月1日に施行された職業安定法によって労働者供給事業が全面的に禁止されたために、違法となった。これを受けて派出婦会は、労務供給事業から有料職業紹介事業へと自らの位置づけを変えた。労働基準法の成立当初、労働法制に関わる行政官たちは、

派出婦を派出婦会から派遣される労働者であり、家族の範疇に入る「女中」と同等の家事使用人とは異なると認識していた。このため、派出婦のちの家政婦を「女中」と分け、労基法施行規則第1条第2号によって労基法の適用内に入れる規則が、1999年3月31日の改正まで存続した。つまり派出婦は立法時の解釈において家事使用人ではなかった。家政婦紹介所は法律上形式的に職業紹介業であったが、実質は紹介所が家政婦を派遣している派遣業のような形態をとっていた。労基法改正後の1999年4月から職業紹介所が派遣業へと転換していたならば、家政婦は労基法が適用された労働者であったのだと筆者はとらえた。

このような問題意識において、本書の前半は派出婦会の歴史の変遷をたどっていく。第1章「派出婦会の誕生と法規制の試み」は、『職業紹介公報』の記録から派出婦会の設立の経緯をとらえる。派出婦会は、1918年東京府東京市四谷区で銀行員の妻の大和俊子によって設立された。家庭で臨時に人手を必要とするときに、その必要に応じて臨時に簡便に使用することができる女中代わりの女性労働者を供給する仕組みであった。業態としては中間搾取される労働者供給請負業者と同じだが、本書はこれを中産階級の有閑主婦のアルバイト的就労であり、女中とは社会的位置づけが異なるととらえており、「女中代わり」というより「主婦代わり」と表現している。その後、住み込みの女中より通いの派出婦の方に人気が出て、主婦層から学校を出たの者、地方出身者など多様な人が担うようになったという。1924年には東京の派出婦会も増え東京総合派出婦会も結成されている。その代表10名はすべて女性でもあった。しかし本書はここでも仕事は同じでも「主婦代わり」の派出婦と「女中代わり」の派出婦は社会的意味が異なるとして二者の区分を強調する。派出婦会取締規則をもとに、職業紹介所との差異化において、派出婦会は寄宿舍を設け、使用者的立場になっていたと論じる。

一方の女中についてまとめられたのが、第2章の「女中とその職業紹介」である。女中を「主人の家に住み込んで家事に従事する女性」ととらえると歴史は長く、本書は豊原又男『職業紹介の変遷』（1943）による奉公人口入れ稼業・営利紹介所事業の記述から奉公人の「下女」、また明治以降の警視庁令紹介営業取締規則では「僕婢」とも呼ばれたことを指摘する。さらに『紹介営業に関する調査』（1922）、横浜市社会課『女中調査』、『派出婦調査』で人数、労働時間、給料などを把握するとともに、新聞記事の事件や文学の中からその描かれ方の紹介をしている。

第3章「労務供給請負業」は派出婦会についての話題に戻り、派出婦会が雇傭仲介斡旋ではなく労務供給請負に該当し、当時の労務供給請負における労働者保護のために請負業規制が行われたことをとらえる。第4章「労務供給事業規則による規制の時

代」では、中間搾取（ピンハネ）のある労務の供給請負への規制の歴史がまとめられている。ここでは特に派出婦に限定せず、労務供給請負業の臨時工の研究である矢次一夫『臨時工問題の研究』（1935）、『この人々——私の生きてきた昭和史』（1958）をもとに中間搾取がいかにかひどいものであったかを紹介しながら、それを規制する機運があったことを示している。そして、1938年には労務供給事業規則という規制法が成立した。ここでの派出婦会等の統計的把握は『日本社会事業年鑑』と警視庁統計書に拠っている。

本書後半は、戦後の占領下においてGHQ主導で労働法制が作られていくなかで家政婦の労働者としての権利がどのように失われていったかを労働行政の資料から掘り下げていく。この過程において、派出婦会は家政婦紹介所へと変遷し、派出婦から家政婦へと呼び名が変わっていった。

第5章「労務供給事業の全面禁止と有料職業紹介事業としてのサバイバル」では、『職業安定行政史』等をもとに、中間搾取を無くすための労働者供給事業の全面禁止がGHQによる政策であったことを解説している。この時代に、今までの労働者を派遣する労働者供給事業においては労働組合を組織して労働者を供給する事業のみが許可される。しかし、看護婦・派出婦会においては労働組合を創るのが難しかった。1948年6月14日発布の「労働者供給事業の禁止に伴う看護婦、派出婦等の職業紹介に関する件」の局長通達によって、看護婦・派出婦会は公共職業安定所によってどうにか事業が継続できるようにと試みたが、難しかった。結局「看護婦」が有料職業紹介事業の対象職種に追加され、その3年後の1951年10月17日に「家政婦」も追加されることになり、実質的には労働者供給事業の形態をとりつつも、法律上は有料職業紹介事業として家政婦紹介所は生き延びた。そして、この追加によって、有資格者である「看護婦」との差異化が図られた。家政婦は「家事雑事、患者の雑事の世話の仕事に臨時的に雇用される婦人労働者」と記されることになる。この時代の女中は家庭内の一員に近い形で長期にわたって働く存在であったのに対し、家政婦は臨時的に雇用される者とされた。つまり実際の二者の差異は雇用期間の違いしかなく、家庭内の雑務を行う点は一致している。

著者は二者の同一労働を認識しているのだが、論点としては重視しない。「女中」が有料職業紹介事業に関する行政文書で「女中は除く」と書かれていたため、家政婦紹介（以前の派出婦紹介）には「女中」は入らないと線引きする。労働基準法の当初案では、派出婦会から派出された家政婦は適用内だったのだが、職業安定法の成立によって中間搾取を含む事業形態が違法にされた。そこで、事業として家政婦紹介所を存続

させるために、本当は派遣業にもかかわらず有料職業紹介所として存在していくことになる。そして、家政婦は個人家庭との直接雇用という雇用契約になったため、最終的に「女中」と同様に「家事使用人」として労基法適用除外にされてしまったことが強調される。実質は派遣のような形式をとっているにも関わらず、合法的に事業を存続するための有料職業紹介所の形式をとったというのが著者の認識である。

続く第6章「労働基準法再考」では、「家事使用人」の概念を『日本立法資料全集(51~56) 労働基準法(1)(2)(3)上・下(4)上・下』をもとに再確認する。そこでは、「同居の家族」と血縁関係のない「家事使用人」が分けられたこと、労基法制定過程における審議会の議論から「女中」と「家政婦」は政治家も分けて考えていたことがとらえられている。労基法施行規則第1条第2号「派出婦会……その他派出の事業」は1998年9月30日の改正まで存続しており、施行日である1999年4月1日前までは家政婦紹介所は適用事業とされていたという。さらに、労災保険法に関しても労基法に準じて1999年4月1日前までは家政婦紹介所の家政婦は適用されていたはずだとする。

第7章「家政婦紹介所という仮面を被って70年」、第8章「家政婦の労災保険特別加入という絆創膏」では労働者供給事業の全面禁止以降の家政婦紹介所の実態について、職安行政の関係雑誌『職業研究』をもとにまとめる。また1961年から96年の家政婦の数の推移を『労働行政要覧』および『失業対策年鑑』からとらえている。家政婦の実態についても、労働省婦人青年局の『住込家事使用人の実情』『通勤家事使用人の実情』からまとめている。この章において著者は、派出婦・家政婦が「家事使用人」とくくられているが、家政婦紹介所という仮面であっても実質は派遣元が使用者である家政婦がいたことを指摘する。また福祉増進努力義務が紹介所に課され、介護の業務が派遣に加わっていったことで、家事だけでなく介護も行う家政婦が出現していった。労災保険制度は使用者の災害補償義務を担保するための社会保険であるが、家政婦は労基法の適用除外となったために労災保険の適用からも除外されてしまっている。ただし、「建設業の一人親方並みの補償をしてあげるべきではないか」ということで、2001年3月23日の省令改正で家庭介護の業務、2018年2月23日に家事支援業務が特別加入業務に追加された。

こうした点をとらえ、著者は冒頭の過労死事件が起きた紹介所は、保険に加入していなかったのではないかと推測している。保険料負担は紹介所が利用者の料金に含まれる形で払うが、これはあくまでも任意であり、この紹介所の場合は払っていないのではないかと、労働者の保護という観点から労働法制の欠陥を指摘する。

最終章にあたる第9章「家政婦の法的地位再考」では、国勢調査をもとに家事使用

人に該当するカテゴリーの人数の推移を見たうえで、105年前に大口俊子が立ち上げたビジネスモデルのまま、労働者派遣業として家事・介護労働者の派遣が行われていたら、労基法にも労災保険にも適用されるのではないかという結論が示される。

2 本書の意義と問題点

本書には家政婦に関する労働行政の資料をまとめ上げたという重要な功績があり、この点は高く評価すべきであろう。評者は国家戦略特区での「外国人家事支援人材」の受入れが始まる2014年前後から日本の家事労働者に関して研究を始めた新参研究者であり、行政関連には明るくなく、行政資料の選び方・調べ方は大変参考になった。特に何を知りたいときにどの資料を参照すればよいのかが明確になっており、法律制定の議論において労働者を保護するための法整備の成立過程と解釈、職安法による派出婦会と家政婦の法的に位置づけの不安定化、労基法からの排除に関して詳述されている。労働行政史として参照すべき著書であることに揺るぎはない。

本書は「家政婦は本来であれば労基法の適用対象であった」という主張を行政の立場からまとめるものであり、その枠組みにおいては、家事使用人を適用除外のままとする仕組み、構造的差別が明確になったと読み取れる。しかし、フェミニストそしてジェンダー研究者としての視点から本書を読めば、家政婦を「家事使用人という烙印をおされ」（237頁）という表現をしつつ、日本社会において家事労働者がかかえる労働問題をこのような帰着点においてまとめることには大きな疑問がわき、また憤りを禁じ得なかった。

具体的に問題点を挙げてみよう。

第一に資料に関して家事労働分野に関する先行研究への言及がほとんど見当たらないことである。本書の紹介で挙げた行政文書以外で参照されたのは新聞記事と文学である。それにもかかわらず「本書の目的は、この今現在に至るまで誰一人として認識しなかった家事使用人概念をめぐる女中と家政婦の変遷の皮肉きわまる構造を明らかにし、読者に問題意識を共有していただくことにあります」（238頁）という。

先行研究は、確かに女中と家政婦を分けて行政史を研究していないが、それは、派出婦／家政婦と女中とが区別できない存在であることをとらえる視点に、重要な意味があるためである。家庭において有償で（時には搾取された状況であるために無償で）家事業務に従事する女性たちは包括的に捉えられ、研究されてきた（清水2004）。最も労働者として認められなかった女中については、非常に詳細な研究の蓄積がある（賀川[1923]1996；奥田1995；濱名1998；小泉2014；坂井2008、2010、2014）。家事労働

(アンペイドワーク) 論(竹中 2011) に関してはさらに多くの蓄積があり紹介しきれない。

また女中に関する記述は、文学に依らなければならぬほど資料がないわけではない。『婦人はたらき協会』『あさつゆ』など当事者団体の会報誌に描かれる就労状況や生活はフィクションや事件性で読者に訴える読み物より状況の裏付けとしては適切な資料ではないだろうか。それらを読むかぎり「女中」を家族の延長上のカテゴリーに入れること自体が適切ではないことは明らかである。すなわち派出婦、家政婦と女中には、業務内容や使用者との関係性において大きな違いがなかったともうかがえる。住み込みで働く労働者がいかに搾取され、自由を剥奪される状況におかれてきたかを十分に理解でき、保護されるべき労働者という認識ももつことができるだろう。

最も声を出しにくい立場におかれた者たちの状況は、公的権力をもった男性たちによって残された行政文書には残されない可能性が高い。公的資料の重要性は当然のことであるが、ISBN がつけられない、公式な行政資料として位置づけられない資料に、声を上げにくい労働者たちの足跡が見いだされる可能性がある。著者は自分で手に取ることができる資料の限界に気づいておられないのではないか。「誰一人として認識してこなかった」という表現は、本書の議論が、自らの知りえたことに限定された範囲にとどまっていることの無自覚さを示しているようにも思う。そのことを裏付けるように、本書は、これまでの家事労働分野の研究(清水 2003; 定松 2019, 2021) が女中と家政婦の二者を認識しつつもなお区別してきたことの意味をおさえることをせず、そのような家事労働分野の研究の豊かな蓄積自体を顧みることすらしていない。

第二に、本書が上記のように家事労働を包括してとらえる視点に欠くことは、派出婦／家政婦と女中という二つのカテゴリーの区分化の背景を見るところでは効果的かもしれないが、それ以外のさまざまな家事労働者職の見落としにつながっている。国勢調査で拾われている労働もあるが、ハウスマイド(佐藤 2016, 2017)、家庭奉仕員(野川 1984, 中畠 2016, 佐草 2016, 2017) といった別の呼称や同様の業務内容と思われるカテゴリーの法的地位への言及はほとんどない。女性によって担われてきた有償の家事労働は雇用関係だけでなく、呼称によって分断されているという観点がないばかりか、同一労働の労働者の分断を深める論考になっている。

本書の議論の前提にあるのは、あくまでも労働基準法である。貫かれているのは、どのような雇用・業務命令関係の下にあるかによってしか労働者をとらえない視点であり、実際の労働内容については目が向けられない。現行法自体の問題を問うことがないまま、労災認定が可能な労使関係であるかどうかということに固執しているようにも見える。また、職安法をGHQの思い込みによって押し付けられた、それまでの労働者保護のため

の労働者供給事業規制の歴史や実態を考慮しないものとして強く批判するが、1940年代後半から50年代にかけて、労働組合による労働者供給事業を確立し、中間搾取のない雇用形態によって解放された労働者もいた(小嶋2012)。また、家政婦が派遣労働者として働いていたら労基法の適用になっていたとする本書の結論は、労働法制そのものが「労働市場を分断して差別を固定・拡大するレジームとして再構築」(中野2018:56)してきたことへの批判的視座を欠いている。1985年の労働者派遣法制定と派遣事業拡大は、中間搾取を復活させ、そして労働者の非正規化および不安定な就労をもたらしてきた。このような現行法の問題を認識することなく、労働者を現行法内でどう保護するのかという行政的な視点に立つ議論こそが、「家事使用人」を適用除外のままに検討しない法制度維持を下支えしているのではないか。

第三に、本書には、国際的動向からみた家事労働者の位置づけについての議論が抜け落ちている。そのことは家事労働者の問題が人権問題であるということの認識の欠落を示しているといつてよいだろう。

著者は1995年4月に欧州連合日本政府代表部一等書記官であった経歴を持ち、本書でも1997年に成立し、2000年5月10日発効されたILO181号条約「民間職業仲介事業所に関する条約」が、1999年の法改正の原動力となったと言及している。しかしその一方で、ILO189号条約、通称家事労働者条約には全く言及していない。またこの条約成立にいたるまでの世界的な労働問題のイシューの変遷と国際的な運動の変遷をとらえることもない(伊藤他2020)。もし、こうした国際的動向および2000年代以降の労働および労働法に関して分析しているならば、結論として家政婦の問題を派遣の問題としてとらえるような書き方にはならなかったのではないか。ILO189号条約は、本書執筆の端緒となった痛ましい事件からさかのぼって4年前の、2011年に成立した。もし日本政府がこの条約を批准しており、「家庭においてまたは家庭のために行われる労働」という広い概念における家事労働者を適用されるかたちに労基法を改正していたとしたら、不条理な司法判断に愕然とすることもなかったのだ。

ジェンダー視点、フェミニスト視点がないままに女性の労働に関することを書くこと、書くことを許すことが21世紀も続いている。これが日本において女性の再生産労働分野での不平等を根付かせている根幹ではないのだろうか。

【参考文献】

- 「家事代行女性の労災認めず 女性急死 労働時間に算入せず 東京地裁が請求棄却」『東京新聞』
<https://www.tokyo-np.co.jp/article/205410> (2022年9月29日21時39分).
- 濱名篤(1998)「明治末期から昭和初期における「女中」の変容」『社会科学研究』49(6):31-87.
——(1999)「階層としての女中」青木保・川本三郎・筒井清忠・御厨貴・山折哲雄編『近代日本文化論5 都市文化』岩波書店:173-88.
- 伊藤るり他編著(2020)『家事労働の国際社会学——ディーセント・ワークを求めて』人文書院.
- 賀川はる子([1923]1996)『女中奉公と女工生活』大空社.
- 川口章・大黒俊介(2012)「『婦人はたらき協会』史料」『同志社政策科学研究』同志社大学政策学会、14巻1号:71-77.
- 小泉和子編(2012)『女中がいた昭和』河出書房新社、らんぶの本.
- 小嶋真生(2012)「介護・家政婦ユニオン」『労働法律旬報』No.1772:42-43.
- 中寫洋(2016)「家庭奉仕員制度創設と女性のキャリア形成——1960年代の事業内ホームヘルプ制度及び東京都老人家庭奉仕員制度を中心事例として」『日本獣医生命科学大学研究報告』63巻、日本獣医生命科学大学:76-88.
- 中野麻実(2018)「2015年労働者派遣法の批判的検討」『大原社会問題研究所雑誌』No.712、法政大学大原社会問題研究所:39-56.
- 野川照夫(1984)「家庭奉仕員制度について(覚書)——老人家庭奉仕員制度を中心に」『人間関係論集』創刊号:109-119.
- 奥田暁子(1995)「女中の歴史」奥田暁子編『女と男の時空——闘ぎ合う女と男⑨近代』藤原書店、376-410.
- 定松文(2019)「〈女性〉〈移住者〉に有償家事労働を担わせるとき——再生産領域の国際分業としての国家戦略特区の家事労働者」『現代思想』vol.47-5、2019年4月号、青土社:92-100.
——(2021)「不可視化される再生産労働と「生きづらさ」——新自由主義経済における労働者の分断と再生産労働」歴史学研究会編集『歴史学研究』増刊号No.1007、績文堂出版:21-24.
- 佐草智久(2016)「家庭奉仕員制度の歴史における「間隙」:1970年代における社会的位相に着目して」『立命館人間科学研究』34、立命館大学人間科学研究所:19-33.
——(2017)「日本のホームヘルプにおける家庭奉仕員制度と家政婦制度の関係——両者の担い手の実態の動向と対象領域の変化を中心に」『社会福祉学』58(1)、日本社会福祉学会:1-12.
- 坂井博美(2008)「『家庭』のなかの階級」ジェンダー史学4(0):31-44.
——(2010)「女中雇用と近代家族・女性運動——1930年代日本を対象として」『歴史評論』722、34-47.
——(2014)「労働基準法制定過程にみる戦後初期の「家事使用人」観:労働・家庭・ジェンダー」『ジェンダー研究/Gender studies:annals of the Tokai Foundation for Gender Studies』16(20-49).
- 阪本博志編(2017-2019)『高度成長期の「女中」サークル誌:希交会『あさつゆ』』第1巻~第8巻、別巻1・2、金沢文圃閣.
- 佐藤瑞枝(2016)「基地の街・西戸崎——キャンブ・ハカタをめぐる」『福岡 女たちの戦後』No.1、戦後の女性記録継承プロジェクト:4-41.
——(2017)「解説 戦後占領軍基地とハウスマイド」『福岡 女たちの戦後』No.2、戦後の女性記録継承プロジェクト:62-89.
- 清水美知子(2003)「『派出婦』の登場:両大戦間期における〈女中〉イメージの変容」『研究紀要』4号、関西国際大学:135-154.

- (2004a) 『〈女中〉 イメージの家庭文化史』 世界思想社.
- (2004b) 「1950～60年代における〈女中〉イメージの変容：『家事サービス職業補導』『ホームヘルパー養成講習』をめぐって」『研究紀要』5、関西国際学院大学：91-110.
- 竹中恵美子 (2011) 『竹中恵美子著作集Ⅵ 家事労働（アンペイド・ワーク）論』 明石書店.
- 牛島千尋 (2002) 「戦間期の東京における新中間層と「女中」——もう一つの郊外化」『社会学評論』Vol.52 (2001-2002)、No. 2、日本社会学会：266-282.